

指定通所介護
指定地域密着型通所介護
指定第1号通所事業
利用契約書

(令和6年10月1日改訂)

社会福祉法人 白日会
照古苑デイサービスセンター
照古苑ひまわりホームデイサービス

指定通所介護・指定第1号通所事業利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人白日会（以下「事業者」という。）とは、事業者が提供するサービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し次のサービスを提供します。

社会福祉法人白日会が提供するサービス

事業所名	提供するサービス
照古苑デイサービスセンター	指定通所介護サービス 指定第1号事業（通所型サービス現行相当）
照古苑ひまわりホームデイサービス	指定地域密着型通所介護サービス 指定第1号事業（通所型サービス現行相当）

2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス（地域密着型通所介護サービスを含む。）又は第1号通所事業（通所型サービス現行相当）（以下、「介護保険給付等」という。）の内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の始期は、契約の日から効力を有するものとします。

2 この契約の終期は、要介護又は要支援の認定（以下「要介護認定」という。）を受けている利用者にとっては、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとし、第1号通所事業の対象者の要件に該当する者（以下、「事業対象者」という。）は介護ケアマネジメントに基づく期間とします。

3 第2項に規定する契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書又は口頭による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

（サービス計画の作成・変更）

第3条 事業者は、利用者に係わる居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画又は第1号通所事業に係る通所型サービス計画（以下、「通所介護計画等」という。）を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係わる居宅サービス計画等が作成されていない場合でも、通所介護計画等の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所又は地域包括支援センターを紹介する等、居宅サービス計画等作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、通所介護計画等について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係わる居宅サービス計画等が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、

その結果、通所介護計画等の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して通所介護計画等を変更するものとします。

- 5 事業者は、通所介護計画等を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付等対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付又は第1号通所事業（以下、「介護保険給付等」という。）対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付等対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、次に定めるサービスを提供します。

- (1) 食事のサービス
- (2) 通常の事業の実施区域外の送迎
- (3) レクリエーション、クラブ活動等、日常生活上必要となる物品等の購入
- (4) 介護保険給付等の支給限度額を超える介護保険給付等のサービス

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が全額負担するものとします。

- 3 事業者は第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対しても分かり易く説明するものとします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第7条 利用者は、要介護認定の区分又は事業対象者判定に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。ただし、利用者がいまだ要介護認定又は事業対象者判定を受けていない場合、又は居宅サービス計画等が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額一旦支払うものとします。

2 第5条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 3 前各項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月の20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条 利用者は、利用期日前において、介護保険給付等のサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には利用者は、サービス実施日の前日までに居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター又は当事業者に申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取り消し料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加申出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービス提供できない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

- 第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、利用者の要介護認定の区分又は事業対象者判定に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
 - 3 第7条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに、説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
 - 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 5 事業者は、利用者に対する介護保険給付等サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(個人情報保護の遵守)

- 第11条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、介護保険給付等を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する個人の情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより適正な取扱いを遵守します。この個人情報保護の遵守は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、サービスの提供を行うにあたり調査書等で取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの）及び個人データ（個人データベース等を構成する個人情報）は、本人又はその家族の同意を得て、その利用目的を特定して取り扱います。また、その利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する範囲内で行います。

第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第12条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第13条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して、当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定区分が非該当(自立)と認定され、又は事業対象者確認において非該当と判定された場合

(3) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(5) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合

(6) 事業所が介護の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

(7) 第18条から第20条に基づき本契約が解約、又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約等)

第18条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第6条第3項、第9条第4項により本契約を解約する場合

(2) 利用者が入院した場合

(3) 利用者に係わる居宅サービス計画等が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第19条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護保険給付等を実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が、第11条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者による第7条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによっ

て、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第21条 第17条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第22条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情(個人情報の保護に関することを含む)に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

代理人(代筆者)

住 所

氏 名

印

続柄()

事業者

住 所

熊本県宇土市南段原町161-2

事業者名

社会福祉法人 白日会

代表者

理事長 荒木 美智子 印

事業所名 照古苑デイサービスセンター

照古苑ひまわりホームデイサービス

